



放課後児童クラブの年間利用者の利用料を軽減します



☆減免後の利用料

減免の理由	1人目	2人目	3人目以降
きょうだい加入	減免なし 5,400円 (6,600円)	3,700円 (4,300円)	2,000円
要保護 (生活保護)	無料		
準要保護 (生活保護に準ずる)	3,700円 (4,300円)	2,000円	2,000円

利用料はおやつ代を含む。()内は8月利用料。

☆対象者

下記の1. 2または1. 3を満たす方が対象となります。

- 1.年間利用登録(※1)
- 2.兄弟で同時に年間利用加入する場合、年少児から数えて2人目以降の児童
- 3.生活保護またはこれに準ずる世帯の児童(※2)

<きょうだい加入の例>




(姉)3年生 (弟)1年生
3,700円 + 5,400円
= 9,100円

※1 登録のみで利用実績が少ない場合は減免になりません。

※2 生活保護に準ずる世帯とは就学援助で「準要保護に認定された方」です。

☆申請手続き

- 減免申請書の提出が必要です。申請書は各児童クラブまたはこども家庭支援課にあります。また、奥出雲町のホームページからもダウンロードできます。

【お問い合わせ】 奥出雲町役場 こども家庭支援課 (仁多庁舎2F)
電話：54-2504 有線31-5000 (5163)